

第3章 史跡大塚山古墳群の概要及び現状と課題

第1節 史跡大塚山古墳群の指定の状況

(1) 史跡指定告示

○ 昭和31年 文化財保護委員会告示第75号(※ 当該部分抜粋)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和31年12月28日

文化財保護委員会委員長 河井 彌八

種別	名 称	所在地	地 域
史跡	大塚山古墳群 大塚山古墳	奈良県北葛城郡河合村 大字川合字大塚山	947番、948番ノ1、948番ノ2、949番から960番まで
		同池田	941番から945番まで、946番ノ1、946番ノ2、961番ノ1から961番ノ3まで、962番ノ1から962番ノ3まで、963番ノ1から963番ノ3まで、964番から973番まで、980番ノ1、980番ノ2、981番から987番まで
	城山古墳	同字城山	535番から547番まで
		同字山ノ間	491番ノ1、491番ノ2、534番、548番から556番まで、557番ノ1、557番ノ2、558番、559番
	高山塚一号古墳	同大字穴闇字中良塚	211番ノ1、212番、219番、220番
		同字尼垣内	221番
	高山塚二号古墳	同字中良塚	215番
	高山塚三号古墳	同字畑前	168番
	高山塚四号古墳	同	155番
	九僧塚古墳	同字松ノ下	76番
	丸山古墳	同大字川合字丸山	888番
			右地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

※ 内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。

種別：史跡

名称：大塚山古墳群

大塚山古墳

城山古墳

丸山古墳

高山塚一号古墳

高山塚二号古墳

高山塚三号古墳

高山塚四号古墳

九僧塚古墳

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所 在 地：奈良県北葛城郡河合町大字川合 941 番地 外 96 筆 (※ 現在の表示による)

指定方法：地番指定

指定面積：64,251.69 m²(※ 登記簿面積)

管理団体：河合町(昭和 33 年 9 月 20 日文化庁告示第 66 号)



図 23 大塚山古墳群周辺の航空写真(昭和 36 年 9 月国土地理院撮影)

(2) 指定説明文

馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に存する古墳群であり、大塚山古墳はその主体をなしている。ほぼ南面する前方後円墳で主軸の長さ約 190m を有する壮大な墳丘をなし、三段築成より成る。堀の跡をとどめ、保存の状態も良好である。附近に九僧塚古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚古墳等がある。九僧塚古墳は大塚山古墳の西方に接して存し、一辺の長さ約 30m を有する二段築成の方形墳である。城山

古墳は大塚山古墳の東北約 300m の地にあり、南面する前方後円墳で主軸の長さ約 90m を有し、墳土は二段に築成され、堀の跡をとどめている。その南方約 150m の地に丸山古墳と称せられる円墳がある。高山塚もまた大塚山古墳の西北方約 160m をへだてて存し東北に面する前方後円墳で主軸の長さ約 80m を有し、二段築成よりなり、堀の跡を存する。附近に三基の小円墳がある。

これらの古墳は、宏壯な封土を有する大塚山古墳を中心として分布しており、前方後円墳、方墳、円墳等より成り、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要な存在をなすものである。

文化庁「国指定文化財等データベース」より

第 2 節 史跡大塚山古墳群の概要

大塚山古墳

大塚山古墳群の中心的な古墳で、奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 197m、後円部径約 108m、後円部高約 15.8m、前方部幅約 110m、前方部高約 16.4m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、墳丘の周囲には周濠が巡っていることが現在の水田の地割りで明瞭に観察され、幅はくびれ部で約 49m、後円部北側で約 35m、前方部南側で約 39m を測る。

周濠を取り巻く周堤部分は後世の開墾による削平を受けているが、地割りに痕跡を留めている部分もある。北西側では、周堤本体は県道により破壊されているものの、県道より西側で部分的に遺存している。東側は現在の住居部分が周辺より高く、周堤上に住居が建てられている状況が窺える。これらの状況から周堤の幅はおおむね 20m 程度である。



図 24 大塚山古墳



図 25 大塚山古墳 CS 立体図

さらに、平成9年度(1997)の調査で、北西側の周堤の外側に幅約15mの溝状遺構が存在することが明らかになっている。この遺構の西側上端は、平成8年度(1996)の発掘調査で検出した九僧塚古墳東側裾部に合致する。また、大塚山古墳の東側で現況の道路が屈曲する部分があり、九僧塚古墳の位置に対応する。このことから、大塚山古墳の主軸に対して左右対称の位置に同規模の墳丘があった可能性があり、九僧塚古墳が大塚山古墳と有機的なつながりをもつ古墳であったことが言える。つまり、九僧塚古墳は人体埋葬のための独立した古墳であるというより、大塚山古墳に伴って造られた鉄製品等の副葬品埋納用の墳丘であるとも考えられ、大塚山古墳の一部と位置づけることができよう。

大塚山古墳の墳丘の遺存状況は良好で、3段に築成されている状況が観察できるが、東側くびれ部1段目は畑として開墾されており、この部分で若干墳形が乱れている。現在、後円部は竹林、前方部の大部分は雑木林であるが、年々竹林が広がってきており、遺構の保存に重大な影響を与えつつある。

後円部頂上には窪地があり、周辺に石材が散乱していることから、内部主体は竪穴式石室であったと思われる。また、明治41年(1908)の大演習に際して明治天皇の本部が置かれたこともあり、墳頂部はかなり削平されているようである。前方部墳頂部には前述の明治天皇の記念碑が建てられている。

遺物として、埴輪と土師器が知られている。埴輪は円筒埴輪の他、朝顔形・家形・蓋形がある。後円部1段目で直径10cmの円筒に小型の盾を取り付けた埴輪が採集されており、家形埴輪の円柱部分と推定されている。

円筒埴輪の中には船の線刻が施されたものがある。3隻の船が縦に並んだ状態で描かれており、船の形状から外洋も航行できる準構造船を思わせるもので、古墳の立地と併せて被葬者が大和川の水運に関わっていたことを想起させる。また、かつては後円部墳頂で石室が開口しており、勾玉等が散布していたと言われている。土師器は後円部墳頂で採集されたもので、須恵器の坏及び高坏を模倣したもので、赤彩が施されている。その他



図26 円筒埴輪(船線刻)

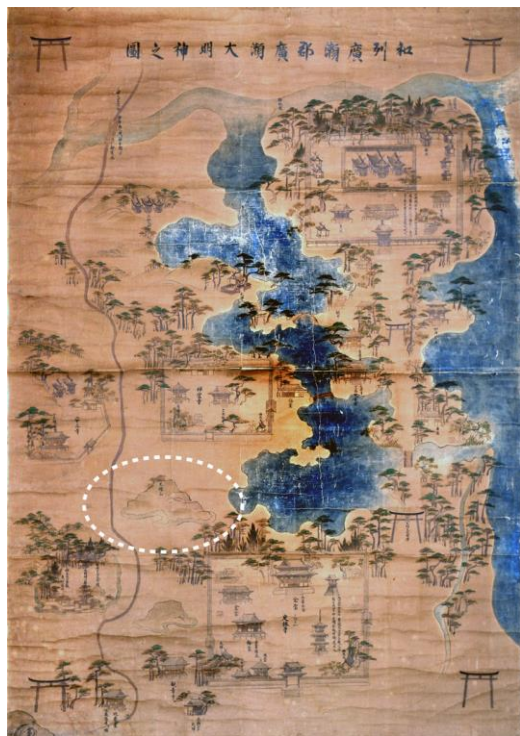


図27 『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』



図28 絵図に描かれた大塚山古墳(白破線内)

にも西側周堤外で人物埴輪の左腕が出土している。

大塚山という地名は、廣瀬神社に伝わる『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』に「王塚山」と記されている。この絵図の成立年代は不詳であるが、室町時代～江戸時代前期のものと考えられており、その時期には「王塚山」と呼ばれていたことがわかる。さらに、明治3年(1870)の川合村の絵図には「王墓山」と記されている。また、現在、大塚山古墳の南東に護信寺という寺があるが、この寺の山号は「星陵(せいりょう)山」といい、大塚山古墳の性格を考える上で非常に興味深い。

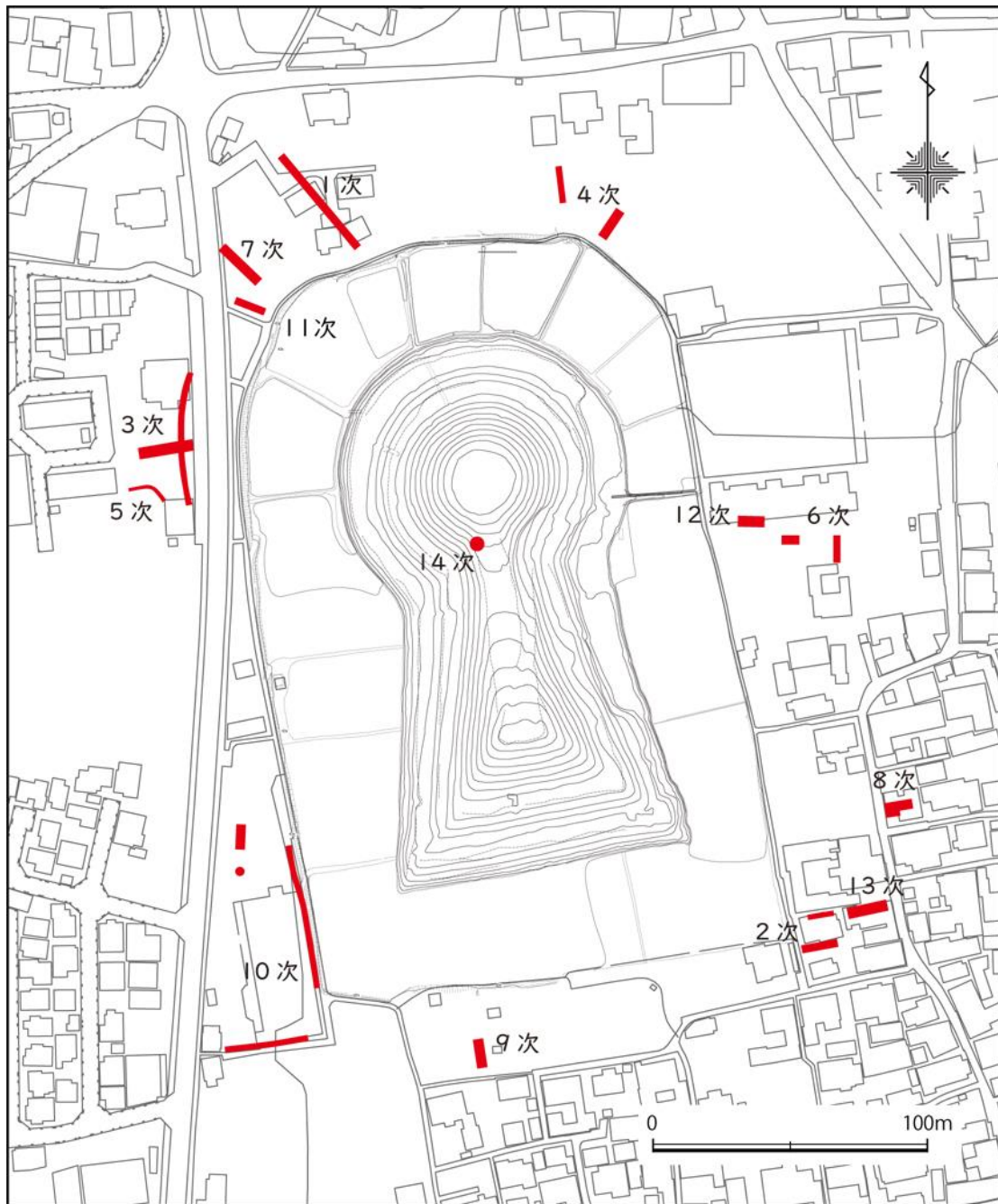


図 29 大塚山古墳トレンチ位置図

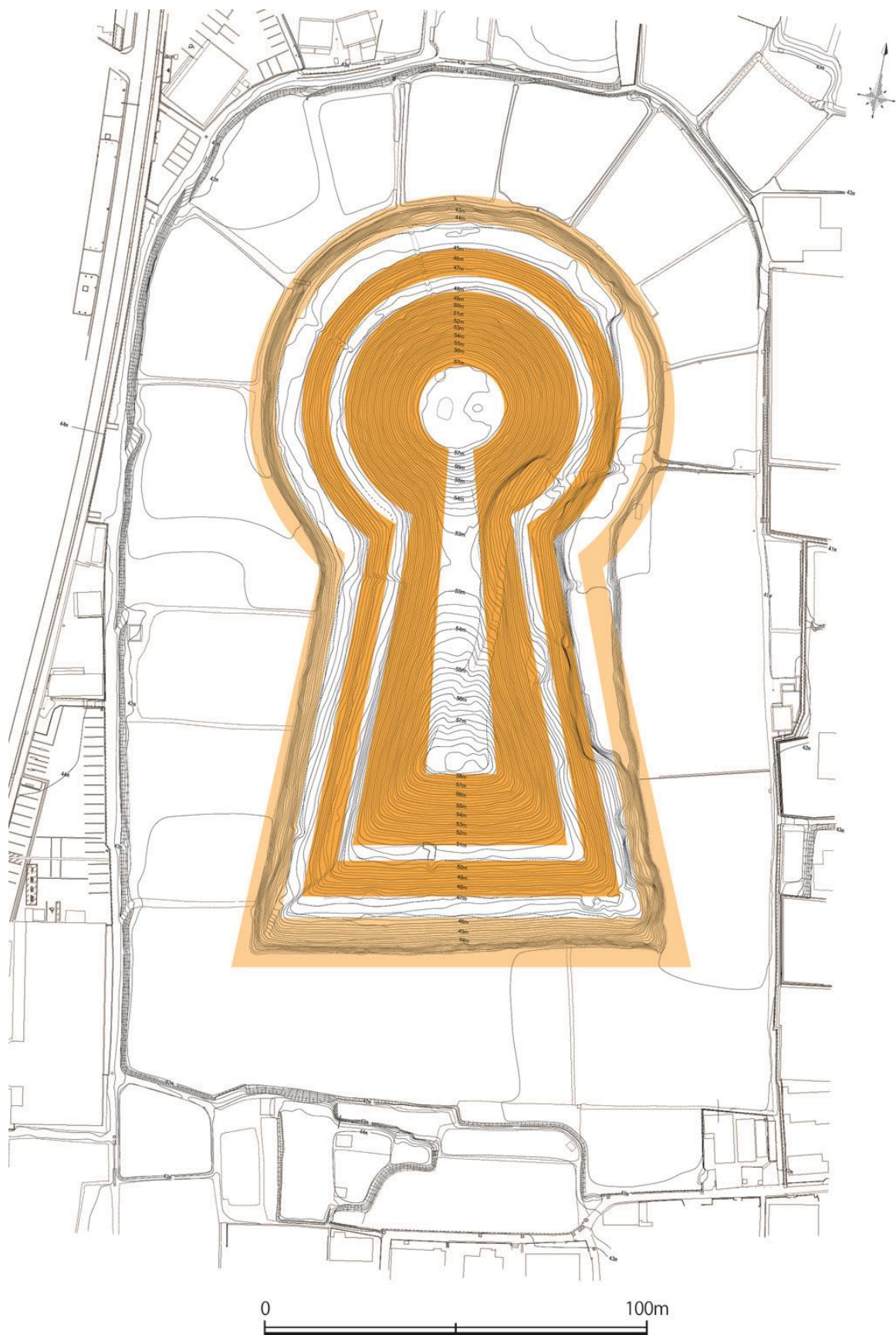


図 30 大塚山古墳復元図

城山古墳

大塚山古墳群中最後に造られたと考えられる古墳で、古墳時代後期の初め頃と考えられる。同時期では奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 109m、後円部径約 60m、後円部高約 10m、前方部幅約 73m、前方部高約 10m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、現在は水田になっているが、周濠が巡っていることが明瞭に観察され、幅がくびれ部で約 25m、後円部北側で約 18m、前方部南側で約 20m を測る。しかし、この周濠は後円部側で拡張された部分があり、本来の形であるかどうかは不明である。墳丘には埴輪が巡り、葺石が施されていたと思われる。

埋葬施設は不明であるが、地元の人の話では、かつては石室が開口していたようで、その構造は横穴式石室を連想させる。



図 31 城山古墳



図 32 城山古墳 CS 立体図

高山塚一号古墳(中良塚古墳)

大塚山古墳の北西に位置する前方後円墳で、全長約 88m、後円部径約 45m、後円部高約 6.5m、前方部幅約 50m、前方部高約 6.5m を測る。大塚山古墳・城山古墳とは向きが異なり、前方部を北に向けている。墳丘は全面が開墾されており、後円部上段は大きく抉られている。段築は 2 段で、円筒埴輪列が巡り、葺石が施されている。周濠は西側で遺存しており、幅約 14m を測る。他の部分では現状で宅地になっており、家屋や倉庫が建てられている。外堤は判然としないが、周濠部や周濠外側隣接地での発掘調査の結果、本来は外堤があり既に上面は削平されたと考えられる。

大塚山古墳群のなかでは採集されている埴輪の量がもっとも多く、円筒埴輪の他、朝顔形埴輪・家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪がある。

地元では「中良塚」と呼んでいるが、これは「なぐらづか(穴闇塚)」の転訛と考えられる。



図 33 高山塚一号古墳



図 34 高山塚一号古墳 CS 立体図

高山塚二号古墳(高山 2 号墳)

高山塚一号古墳(中良塚古墳)の西側に隣接する円墳。現状では東西 16m、南北 18m、高さ 3m であるが周辺の発掘調査によって、幅約 6m の周濠が確認され、本来は直径約 35m 程度の円墳であったと推定される。

墳丘の西側は崖状を呈していたが、平成 6 年度(1994)に崩壊防止のために若干の盛土を施し、芝生を張っている。その際、崖面を調査したが、砂質土で核になる墳丘を造り、その後、全体を粘質土で覆うように墳丘を構築している。また埋葬施設は既に失われているものと思われる。

周濠部の発掘調査により人物埴輪の腕の部分や動物埴輪の一部が出土し、人物埴輪としては古い時期の資料として注目されている。

高山塚三号古墳(高山 3 号墳)

高山塚二号古墳同様、現状では東西 18m、南北 20m、高さ 2m であるが、本来は直径約 25m 以下であったと思われる。平成 3 年度(1991)の発掘調査で周濠を確認しており、滑石製勾玉が出土している。また、平成 25 年度(2013)の発掘調査では、北側墳丘裾を確認している。

高山塚四号古墳(高山 4 号墳)

現状では東西 16m、南北 10m 程度、高さ 3m を測る。平成 19 年度(2007)の発掘調査では、僅かな範

囲ながらも周溝を確認しており、そこから本来の墳丘規模については直径 20m 以上あったことが推測される。

丸山古墳

大塚山古墳の北側に位置する円墳。直径約 48m を測る。2 段築成。『大和国古墳墓取調書』には「第 679 号 廣瀬郡河合村大字河合ニ在リ字丸山ト云ウ一圓丘ニテ三段ニ構造セリ而シテ周囲尚稍濠痕ヲ留メ南方少許濠ヲ存ス取傳等ノ考証ニ資スベキモノナキモ其形状ヨリ見ルトキハ上古ノ陵制ニ適ヘリ尚詳査ヲ要スルモノナリ」と記され、周濠が巡る状況が描かれているが、現状では周濠の有無は判別できない。

測量図から南側に張り出す地形が読み取れ、造り出しの可能性が考えられるが、現状では草木に覆われ、詳細は不明である。



図 35 丸山古墳

九僧塚古墳

大塚山古墳の西側に位置する方墳。現状では東西約 27m、南北約 38m、高さ約 3m の規模である。墳丘は全面が畑として開墾され、また、周囲も水田として耕作されていることから、墳形はかなり改変されている。本来は 2 段築成の方墳であったと考えられ、平成 26 年度(2014)～令和元年度(2019)にかけて実施した範囲確認調査で、墳丘裾が確認されたことから、一辺 35m の方墳であることが判明している。

従来、当古墳の名称が「九僧塚」であることから、かつて、周辺にいくつかの古墳が存在した可能性が考えられてきたが、大塚山古墳の項で記したように、九僧塚古墳は大塚山古墳の副葬品(主に鉄製品)埋納のための墳丘と考えられる。「九僧塚」の名称の由来については詳らかではない。



図 36 九僧塚古墳

第3節 史跡大塚山古墳群の現状と課題

(1) 保存管理に関する現状と課題

【現状】

大塚山古墳群は、昭和31年(1956)12月28日付けにて国史跡に指定されたことにより、将来にわたっての保存が図られることとなった。その後、古墳を取り巻く周辺の環境や景観が変化してきたことにより、平成10年(1998)3月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、保存管理に関する考え方をまとめ、将来の保存整備、公有化も含め古墳群の保存について検討し、史跡の管理に努めてきた。公有化事業は平成10年度(1998)より開始し、大塚山古墳は令和5年度(2023)で完了する。しかし、城山古墳、丸山古墳は公有化ができておらず、高山塚一号古墳についても一部民有地が残り、現住住居や工作物もある。また、史跡指定地外において遺構が確認されている古墳もある。

史跡の管理における基本となる保存管理計画ではあるが、既に策定から20年以上が経過しており、その間にも社会情勢や周辺環境も変化してきた。町ではこれに対応し、時代のニーズに即した新しい計画が必要と考え『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を令和5年(2023)3月に策定し、今後の史跡の保存管理と整備・活用等の指針とした。

なお日常の管理は教育委員会事務局が行っており、これまでに公有化された土地について、除草作業の業者委託のほか、文化財フェローや観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志、町職員により清掃や草刈りを随時実施し管理している。しかし、城山古墳や丸山古墳などは民有地であることで、所有者に管理を任せており、雑草などが繁茂した状態であったり、老朽化した工作物が放置されたりしているところもある。また大塚山古墳にはモウソウチクが繁茂しており、過去には笥掘りをする人がみられ、その掘削に伴い墳丘の保護層が損壊したり、埋蔵されている埴輪などの遺物が露出したりするなどの被害があった。しかし、春季の墳丘への立入を禁止する注意看板を設置するなど注意喚起を図っており、現在では笥掘りは見られなくなった。

【課題】

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存管理のあり方について下記の課題を設定する。これら課題は活用、整備、運営・体制にも関連するものである。

〔全体〕

● 史跡指定地の公有化

城山古墳、丸山古墳及び高山塚一号古墳の一部については、史跡指定地の公有化ができていないところがある。また、指定地内に現住住居も存在している。

● 出土遺物の管理

出土遺物については、教育委員会事務局で管理している。保管場所は、中央公民館の文化財展示室で展示しているもの以外は文化財整理室と物置スペースである。しかし、中央公民館自体が老朽化しており、遺物の保管場所を検討する必要がある。

〔大塚山古墳〕

● 古墳の形態に関する情報の不足

大塚山古墳の指定地内については、これまで発掘調査が実施されておらず、古墳の正確な形状及び規模、造り出しの存在や主体部状況、その他埋葬施設の有無、そして、盛土の状況など各種情報が不足している。このままでは整備手法の計画ができない。

- 史跡指定地の境界の不確定

史跡指定は地番で行われているため、現地における境界が不確定である。整備を実施するにあたっては、隣接する土地所有者・関係者との境界確定作業が必要である。

- 周濠外縁部里道の遺構確認と追加指定

史跡指定範囲は、周濠外縁部の内側であり、周濠外側を巡る里道は指定地外である。これまでの周辺部の調査結果から大塚山古墳には外堤が存在した可能性があり、里道部分についても遺構が広がっていると思われる。整備を進めるにおいても遺構の確認と史跡の追加指定を検討する必要がある。

- 墳丘の変状

墳丘東側裾部の前方部からくびれ部にかけて墳形が変状している。これは以前に近隣の土地造成のために土取りが行われたことによると言われている。現況では降雨等により土地の変状が進行する恐れがあり、旧状に復する必要がある。

- 植生管理

墳丘には多くの樹木(クヌギ、コナラ、ナラガシワ、エノキほか)と竹(モウソウチク)が繁茂している。これら樹木については特別管理していない(竹については、春に一部筍の除去を実施している。)が、適切な量での管理が必要である。特に竹の浸食は著しく、対策が必要である。

- 明治天皇記念碑の取扱い

大塚山古墳前方部墳頂には、明治 41 年(1908)の陸軍特別大演習が奈良盆地で行われ、明治天皇が演習を統裁されたことを記念して地元有志が建てた「明治四十一年十一月十三日大元帥陛下駐蹕之處」記念碑がある。史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、地元有志による建立であり、地域の歴史を伝えるものである。その取扱いについては十分な調整が必要である。

- 水利

史跡指定地に隣接する水田への灌漑用水路は周濠内を通過しており配慮を要する。

〔九僧塚古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが発掘調査により確認されている。追加指定を行うなど保護の措置が望まれる。

- 墳丘の変状

過去の開墾により、旧状から大きく変形している。また、墳丘斜面の一部は崩壊の恐れがある。

〔城山古墳〕

- 公有化ができていない
一部を除き民有地である。現在も田畑として利用されている部分もあり、遺構の保存上問題がある。
- 指定地内に工作物等が存在する
指定地内に史跡の本質的価値を構成する要素以外の工作物(鶏舎、作業小屋、盛土、田畑等)が存在している。
- 墳丘が旧状を留めていない
墳丘部分は後世に畑として開墾されており、旧状を留めていない。
- 日常管理ができていない
一部を除き民有地であることから、行政として特別な管理はしていない。

〔丸山古墳〕

- 公有化ができていない
墳丘全体が史跡指定地であるが、すべて民有地である。
- 日常管理ができていない
民有地であることから、行政として特別な管理はしていない。

〔高山塚一号古墳〕

- 一部を除き公有化できていない
墳丘と周濠の一部は公有化が完了しているが、周濠部分には民有地が存在し、現住住居もある。
- 植生管理
墳丘上にはサクラ、エノキ、ケヤキ、アラカシ等の樹木がある。樹根の遺構への影響が懸念される。また、サクラは老齢により樹勢が衰えており、強風による倒木が心配される。
- 墳丘の変状
墳丘の一部に土取りなどによる変状が見られる。

〔高山塚二号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり
指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。追加指定も含め保護の措置が望まれる。
- ゴミの不法投棄
指定地は公道に面しており、周囲を囲う柵が無い箇所があるため、ゴミの不法投棄がみられる。
- 植生管理
墳丘上にケヤキ、エノキ、サクラなどの樹木があるが、近隣住宅に落ち葉が散乱し迷惑をかけている。適切な剪定など樹木管理が必要である。

〔高山塚三号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。
追加指定も含め保護の措置が望まれる。

〔高山塚四号古墳〕

- 指定地外への遺構の広がり

指定地に隣接する土地にも遺構が広がっていることが試掘調査により確認されている。
隣接地の開発行為には注意が必要である。

- 墳丘の変状

墳丘が土取りで変状している。

(2) 活用に関する現状と課題

【現状】

河合町では『河合町史跡&古墳巡り「御墳印帖」プロジェクト!』として、町内に所在する古墳や史跡の「御墳印」を集める企画を令和3年度(2021)より実施しており、「御墳印帖」も制作し販売している。また、「遺跡学セミナー」「かわい寺子屋教室」「砂かけウォーク」などの生涯学習事業を通じて、文化財保護の啓発と郷土愛の醸成に努めている。学校教育の場においても、文化財の活用は学習指導要領により配慮が求められており、「社会」や「総合的な学習の時間」などの教科での活用を行えるよう、新任教員のための文化財講座を初任者研修の一環として実施している。

【課題】

史跡大塚山古墳群の活用における課題としては、下記の点があげられる。

- 各古墳を古墳群として一体的な活用ができていない

公有化が完了していない古墳もあることや、公開に向けた整備事業もこれからのところもあり、古墳群を一体的に活用することができていない状態である。また説明板など解説施設についても、それぞれが単体として説明されており、全体の中での個々の遺跡の説明が必要である。そして躯体のデザインも全体を通じてシリーズ性を考慮したものとすべきである。

- 学校現場と連携し活用を図る

学校現場での文化財の活用については、学習指導要領においても配慮が求められている。教材の開発や講師の派遣など社会教育側の積極的なアプローチが必要である。学校教育と社会教育の連携強化が求められる。

- 豊かな自然環境の活用を図る

大塚山古墳の墳丘には豊かな樹林が残り、数多くの動物や昆虫が生息している。しかし、現況は手付かずの状態であり危険な箇所もある。これらの自然環境を適切な管理のもと保

全し、自然観察や里山保全などに関心のある方々にも活用してもらえるよう整備する必要がある。

(3) 整備に関する現状と課題

【現状】

史跡大塚山古墳群については、これまで主だった保存整備事業は行われていない。そのため、文化財保護法第 115 条第 1 項に定める標識等(標識・説明板・標柱・注意札・境界標)が設置されていない。また、史跡指定地内の排水施設をはじめとする管理施設の整備も行われていない。活用に関する整備としては、各古墳に便益施設やガイダンス施設が設置されていない。

【課題】

史跡大塚山古墳群の整備における課題としては、下記の点があげられる。

〔主として保存のための整備〕

- 文化財保護法に定める標識等が設置されていない

史跡大塚山古墳群では、文化財保護法第 115 条第 1 項に定める標識等(標識・説明板・標柱・注意札・境界標)が設置されていない。これらは史跡の保存管理上必要な施設であり、特に境界標については、指定範囲を明確にするものである。保存整備を進めるうえで基本となるものであり、公有化が完了したところから順次境界確定作業を行い、設置を進める必要がある。

- 史跡指定地内の排水設備が整備されていない

史跡指定地内の排水設備が整備されておらず、豪雨等により隣接住宅等に雨水や土砂が流入する恐れがある。

- 隣接する水田への灌漑用水路が墳丘裾を巡っている

保存活用に影響を与えない形に整備する必要がある。

〔主として活用のための整備〕

- 便益施設が整備されていない

各古墳及び古墳群全体として、トイレ及び駐車場等の便益施設が整備されておらず、活用を図るうえでの喫緊の課題である。

- 史跡に併設するガイダンス施設(展示公開施設)がない

現在、史跡大塚山古墳群に関するガイダンス施設は設けられていない。基本的に史跡のガイダンス施設は、史跡指定地に隣接または近接する場所に設置することが原則とされている。今後、整備を進めて行くうえでガイダンス施設の設置場所や規模、機能について十分検討する必要がある。また、中央公民館に設置している文化財展示室との役割分担も考慮する必要がある。

- 古墳群全体を案内するサイン類がない

文化財保護法において設置が定められている標識等とは別に、古墳群全体を案内するサイン類が整備されていない。本史跡は本質的価値を構成する要素である各古墳が点在しており、来訪者には古墳群全体としての理解を深めてもらえるよう努める必要がある。そのた

め、来訪者にとって最適な動線を検討し、それに基づき効率的で安全な案内経路を示したサイン計画を作成し、全体案内板、個々の古墳や遺構に関する説明板、ルートを案内する道標等の設置が必要である。

- 史跡へアプローチできない

大塚山古墳、高山塚三号古墳、高山塚四号古墳については、史跡指定地に公道が面しておらず、指定地内へ直接アプローチすることができない。大塚山古墳は指定地の周りに公有里道があるため、整備に際しその使用について調整する必要がある。高山塚三号古墳、四号古墳は、民家に囲まれており直接アプローチすることが出来ない。公開の可否について検討を要する。

- 古墳を見学してもらうための環境整備

墳丘や周濠など各古墳を見学するための設備を整備する必要がある。発掘調査や各種調査を実施し、必要に応じて真実性を確保しながら、適切な手法を用いて見学者にわかりやすい整備を行う必要がある。

(4) 運営・体制に関する現状と課題

【現状】

現在、史跡指定地の管理については、管理団体の指定を受けている河合町教育委員会事務局が担っており、文化財担当専門職(学芸員)が1名配置されている。また、除草作業などの維持管理については、文化財フェローや観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志の協力のもと実施している。

【課題】

今後、保存整備事業を進めて行くこともあり、文化財に関する事務事業体制の強化が必要であることは認識しており、専門職員の増員も含めて検討が必要である。

また、史跡の整備・活用については、文化財保護事業であるだけでなく、広くまちづくりに関わる事業でもある。そのため、担当課である生涯学習課はもとより、まちづくり推進課、地域活性課、広報広聴課、政策調整課等とも連携し、事業を推進するよう庁内体制の整備も必要である。